

第4回名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会

日 時 令和6年9月9日（月曜日）午前10時00分
場 所 イーブルなごや2階 視聴覚室

議題1 指定管理者の選定方針について

- ・選定の進め方について《資料1》
- ・指定管理者の選定方法について《資料2》
- ・配点案について《資料3》
- ・応募者に対するヒアリング審査について《資料4》
- ・選定結果の公表について《資料5》

議題2 候補者及び次点候補者の選出について

- ・応募者の審査状況《資料6》

報告

(1) 選定結果の公表等

- ・選定結果の公表等について《資料7》

(2) 今後の予定

- ・今後の予定について《資料8》

《参考資料》

- 1 生涯学習センター指定管理者募集要項（案）【取扱注意】
- 2 生涯学習センター指定管理者仕様書（案）【取扱注意】
- 3 生涯学習センターの講座案内（昭和）
- 4 指定管理者制度の運用に関する指針
- 5 名古屋市指定管理者選定委員会条例
- 6 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会の傍聴要項

第5回名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会

令和6年12月11日（水曜日）午後4時～

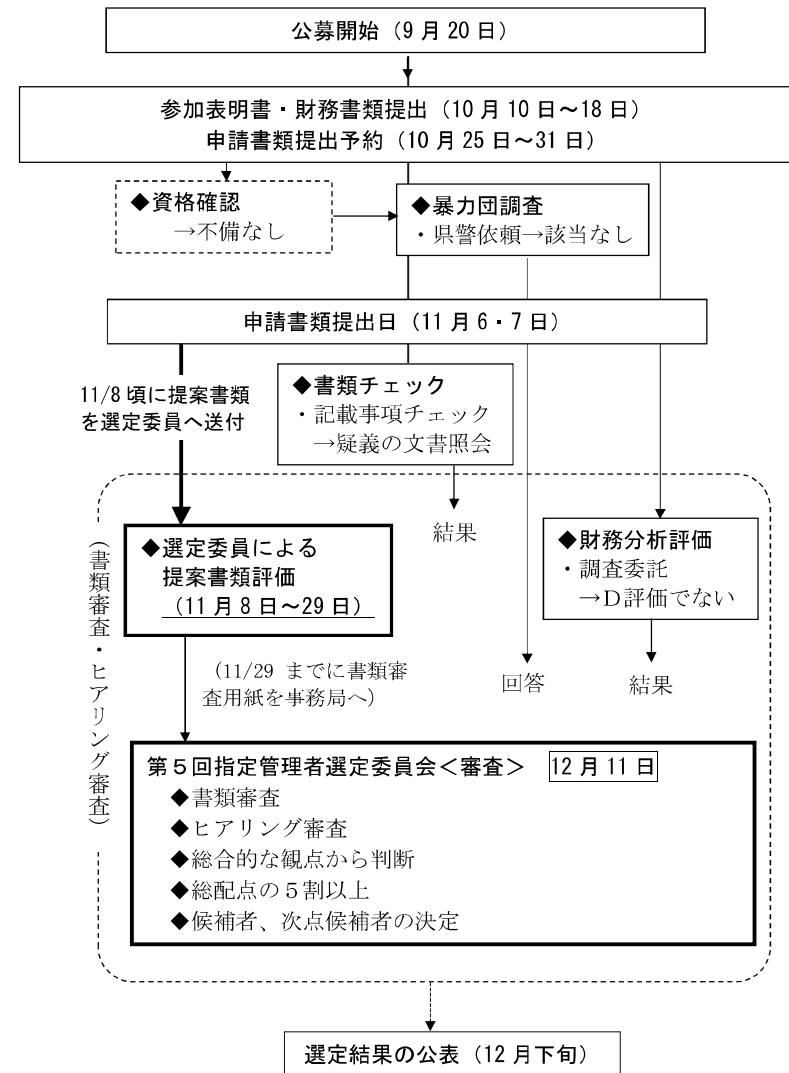
イーブルなごや 2階 視聴覚室

選定(再公募)の進め方について

《資料1》

時 期	事 項
9 月	9 日 第4回 指定管理者選定委員会 【選定方法に関する方針の決定】
	20 日 公募開始
10 月	9 日 施設見学会
	18 日 参加表明書・財務書類の提出期限 (県警に暴力団調査を依頼・専門機関に財務分析を委託)
11 月	6・7 日 申請書類提出日
	8 日頃 選定委員あて提案書・審査用紙送付 応募者への文書照会⇒11月下旬選定委員あて送付
	29 日 (書類審査用紙の回収)
12 月	11 日 第5回 指定管理者選定委員会 【書類審査、ヒアリング審査、候補者・次点候補者の選出】
	下旬 選定結果公表(市ホームページへ掲載+応募者へ郵送)
2 月	10 日 教育委員会(指定議案の意見聴取)
	下旬 2月市会(指定議案を上程)
3 月	中旬 指定管理者の指定
	下旬 指定管理者と協定締結
4 月	1 日 指定管理者の運営

指定管理者選定の流れ



指定管理者の選定方法について（案）

《条例に定める選定基準》

- 1 市民の平等利用が確保されていること
- 2 事業計画書の内容が、施設の設置目的を最も効果的に達成すること
- 3 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること
- 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること

書類審査

1 応募資格等の確認（事務局にて実施）

- (1) 募集要項及び仕様書で求める要件を満たしているなど、提出書類に不備がないこと

管理業務に必要なポスト数や資格要件など、募集要項及び仕様書が求める水準を満たしていない場合は、不通過とする。

※暴力団調査について、県警に依頼し、適格か確認する。

2 書類審査

- (1) 応募者の財務状況が良好であること（財務分析委託）

応募者の経営の安全性・安定性などを客観的かつ公平に把握するため、応募者から提出された財務書類（貸借対照表、損益計算書）について、専門機関に委託して分析・評価を行う。

分析の結果、指定期間（５年間）を安全に運営することが不可能であると考えられる者（D評価）については不通過とする。また、評価結果は点数化して加算する。

- (2) 提示された指定管理料に応じて得点を与えること（自動的に算定）

応募者が提示した指定管理料について、最も低い価額を提示した提案者の得点を満点とし、他の提案者にはその最も低い価額からの乖離率から算定された得点を与える。

- (3) 書類審査

応募者から提出された申請書類について、条例に定める選定基準に基づき評価・審査する。（詳細は、「３ 審査方法について」「４ 評価点について」のとおりとする。

委員による提案書評価、財務分析評価、指定管理料等を踏まえ、書類審査の通過者を決定する。

3 審査方法について

- (1) 点数方式による評価を行う。
- (2) 各委員の付けた点数の平均（小数点以下第2位で四捨五入）が最も高い応募者を候補者とする。
- (3) 最も高い得点の応募者が複数の場合、各委員が一番高い得点を入れた数の多い応募者を候補者とする。
- (4) 最高点を付けた委員の数が最も多い応募者が複数の場合、選定委員会で協議のうえ会長の裁定により候補者を決定する。
- (5) 書類審査では、総配点の5割を最低基準点とし、評価点数が最低基準点に満たない場合は、書類審査通過者として選出しない。
- (6) ヒアリング審査では、書類審査とヒアリング審査の総配点の5割を最低基準点とし、総得点が最低基準点に満たない場合は、候補者・次点候補者として選出しない。
- (7) 各審査項目で「0点」がついた応募者がある場合は、その取り扱いについて選定委員会で協議を行う。

4 評価点について

応募者からの提案内容を下記の5段階で評価する。

著しく提案内容に問題があるものについては、「0点」とする。

評価内容	得点
ア 優れている	配点に5／5を乗じた点数
イ やや優れている	配点に4／5を乗じた点数
ウ 平均的である	配点に3／5を乗じた点数
エ やや劣っている	配点に2／5を乗じた点数
オ 劣っている	配点に1／5を乗じた点数
※提案内容に問題がある	0点

ヒアリング審査

1 ヒアリング審査の実施

書類審査に加えて、管理運営に対する応募者の姿勢や考え方、詳細な運営手法等について総合的な観点から判断するため、応募者によるプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリングを実施する。評点については、すべて「15点・12点・9点・6点・3点」の5段階とする。また、プレゼンテーション及びヒアリングを通して、著しく問題があると判断された場合には「0点」とし、その取り扱いについて選定委員会で協議を行う。

2 候補者・次点候補者の決定

指定管理者選定委員会において候補者及び次点候補者を決定する。

（総得点の最上位となった者を候補者、第二位の者を次点候補者とする。）

ヒアリング審査用紙(案)

【委員名： 】

審査項目	施設	配点	得点 ア・イ・ウ・エ・オ・カ	コメント
参入意欲		15	15・12・9・6・3・0	
創意工夫		15	15・12・9・6・3・0	
妥当性		15	15・12・9・6・3・0	
連携協力		15	15・12・9・6・3・0	
専門的 見地		15	15・12・9・6・3・0	
総評				

「得点」欄は、下記の基準にしたがって5段階で評価し、得点に○印を付してください。

ア：優れている

イ：やや優れている

ウ：平均的である

エ：やや劣っている

オ：劣っている

カ：著しく問題あり（協議）

《資料3》

配点案について（案）

	採 点 項 目	採 点 方 法	今回 配点	R4 配点	R 元 配点	H29 配点
1	事業計画書に沿った 管理を安定して行う 物的及び人的能力を 有していること	提案書による評価（委員）	40	40	40	40
		財務分析の結果による評価 【注2】	10	10	10	10
2	事業計画書の内容が 管理経費の縮減が図 られるものであること	提案書による評価（委員）	20	20	20	20
		指定管理料提案額の評価 【注1】	75	75	75	70
3	市民の平等利用が確 保されていること	提案書による評価（委員）	10	10	10	10
4	事業計画書の内容が 設置目的を最も効果 的に達成すること	提案書による評価（委員）	90	90	90	80
5	総合評価項目	ヒアリング審査（委員）	75	75	75	70
合 計			320	320	320	300

【注1】 指定管理料

提案額から算定した評価について

(1) 考え方

指定管理者制度の趣旨の一つである経費の削減効果について、指定管理料の提案額を点数化して評価する。

(2) 評価方法

同一施設の提案額のうち、最も低い価額を提示している応募者の得点を75点とし、他の応募者はその最も低い価額からの乖離率から算定された得点を与える。（小数点以下は、小数第2位で四捨五入とする。）

〔例〕 A社が100,000千円、B社が110,000千円、
C社が150,000千円で提案

A社	75.0点	(最も低い価額を提案)
B社	68.2点	$100,000 \div 110,000 = 0.9090\cdots$ $0.909 \times 75\text{点} = 68.175\text{点}$
C社	50.0点	$100,000 \div 150,000 = 0.6666\cdots$ $0.667 \times 75\text{点} = 50.025\text{点}$

【注2】 財務分析の結果による評価

(1) 考え方

指定管理者としての管理の安定性等について、企業の財務状況を決算書等の資料を基に分析し、その結果を点数化して評価する。

(2) 評価方法

専門機関による評価点（20点満点）の2分の1を得点として与える。

指定管理者選定基準(案)

(1) 書類審査

採点項目	審査項目	審査の視点	今回配点	R4配点	R元配点	H29配点
【1】事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること			40	40	40	40
			10	10	10	10
安定的な経営姿勢・運営実施体制						
	(1)施設の管理運営の基本方針	市の施策に基づいた施設の基本方針を有しているか	5	5	5	5
	(2)基本方針を実施するための目標及び実施策	基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策が示されているか	5	5	5	5
	(3)安定的な経営体力	5年間安定した管理を行うのに十分といえる規模・実績・実務能力があるか	5	5	5	5
		財務諸表	10	10	10	10
	(4)類似施設の運営実績	類似施設の管理実績について示されているか	5	5	5	5
	(5)業務履行体制	安全かつ効率的な業務履行をできる体制を有しているか	5	5	5	5
	(6)職員配置計画	施設を運営するための適切な人材管理の考え方を有しているか	5	5	5	5
コンプライアンス						
	(1)関連法令の遵守体制	指定管理者として要求される個人情報保護、情報公開、行政手続等の法令の遵守体制が明記されているか	10	10	10	10
【2】事業計画の内容が管理経費の縮減が図られるものであること			20	20	20	20
			75	75	75	70
管理運営経費						
	(1)効率的かつ適正な管理運営	コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画が明記されているか、業務委託・調達及び雇用が適正に行われているか	10	10	10	10
	(2)事業予算の計画	事業収支計画の根拠資料等が詳細に明記されているか	10	10	10	10
	(2)-② 事業予算の計画	指定管理料	75	75	75	70
【3】市民の平等利用が確保されていること			10	10	10	10
平等利用の確保						
	(1)公共性・公平性に基づいた利用の確保	誰もが平等・公平に利用できる仕組みを有しているか	10	10	10	10
【4】事業計画の内容が設置目的を最も効果的に達成すること			90	90	90	80
施設の効用の最大限発揮						
	(1)利用者本位のサービス提供	利用者の利便性向上のための新たな取組みを実践・実行できる体制を有しているか、広報・利用促進策を有しているか	10	10	10	10
	(2)「自主学習グループ」など関係団体との連携協力	「自主学習グループ」など関係団体との連携協力を円滑にできる体制が示されているか	10	10	10	10
	(3)自主事業の計画	利用促進につながる施設稼働の拡大及び教室等の計画が適正に示されているか	30	30	30	20
地域交流						
	(1)地域支援・地域連携	区役所等の公的機関や地域住民、各種団体と連携のとれる体制や具体的な連携策について明記されているか	15	15	15	15
施設管理						
	(1)メンテナンス	募集要項・仕様書等に基づいて、修繕計画が示されているか	5	5	5	5
	(2)環境保持・環境配慮	清掃、外構植栽などの管理計画が示されているか	5	5	5	5
安全管理						
	(1)緊急時への備え	安全・安心に利用できるよう災害・事故発生時や感染症の蔓延時に備えた通常・緊急・救急体制が明記されているか	10	10	10	10
モニタリング						
	(1)自己評価	事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業の改善が明記されているか	5	5	5	5

(2) ヒアリング審査

総合評価項目			今回 配点	R4 配点	R元 配点	H29 配点
	審査項目	審査の視点	75	75	75	70
	(1) 参入意欲	区それぞれの特色や応募施設の特性をしっかりと把握しているか 委員からの質問に対する回答が的確であったか 熱意や意欲があるか	15	15	15	10
	(2) 創意工夫	広報・利用促進策が具体的であるか 自主事業の計画に利用者数及び施設稼働の拡大に対し実現可能な計画が明記されているか 利用者の増加が見込め、サービスの向上になっているか	15	15	15	15
	(3) 妥当性	提案内容が施設の設置目的・役割を意識したものになっているか 提案内容を実現できる運営体制を有しているか	15	15	15	15
	(4) 連携協力	「自主学習グループ」など関係団体との連携協力を円滑にできる体制を有しているか 区役所等の公的機関や地域住民、各種団体と連携のとれる体制や具体的な連携策を有しているか	15	15	15	15
	(5) 専門的見地	委員の専門分野による評価	15	15	15	15

◆総合計

審査項目			今回 配点	R4 配点	R元 配点	H29 配点
	◆書類審査	書類審査項目	160	160	160	150
		指定管理料	75	75	75	70
		財務分析評価	10	10	10	10
	◆ヒアリング審査	総合評価項目	75	75	75	70
	合 計		320	320	320	300

(参考) 指定管理者制度の審査項目、質問項目及び配点
(募集要項への記載ベース)

事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること

1 安定的な経営姿勢・運営実施体制 [40 点]

(1) 施設の管理運営の基本方針 (5 点)

・市の施策に基づいた当該施設管理運営の基本方針について記載してください。

(2) 基本方針を実施するための目標及び実施策 (5 点)

・基本方針を踏まえた当該施設分野等の実施策について具体的に記載してください。

※目標値(利用者数、利用率)を記載。

(3) 安定的な経営体力 (15 点)

①指定管理期間である5年間安定した管理を行うことが十分といえる経営規模、実績、実務能力について記載してください。

②財務諸表等財務書類により審査します。

(4) 類似施設の運営実績 (5 点)

・類似施設の管理運営実績について記載してください。

(5) 業務履行体制(団体の体制) (5 点)

・安全かつ効率的な業務履行ができる体制について記載してください。

※施設の管理運営を確実にを行うための研修、業務管理体制、補償・賠償にかかる方策を記載。

(6) 職員配置計画(施設における計画) (5 点)

・従事員の人材育成方針及び実施策について記載してください。

・適切な労働環境を保持するための方策について記載してください。

※配置する従事員の基準(ポスト数)、週間ローテーションを記載。

2 コンプライアンス [10 点]

(1) 関連法令の遵守体制 (10 点)

・個人情報保護、情報公開等の遵守体制や具体的な取り組みや考え方について記載してください。

・法令遵守にかかる基本方針について記載してください。

・法令を遵守するための人材育成・研修の方策について記載してください。

※規定等の資料を添付

事業計画の内容が管理経費の縮減が図られるものであること

1 管理運営経費 [95 点]

(1) 効率的かつ適正な管理運営 (10 点)

・コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について記載してください。

・業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について記載してください。

(2) 事業予算の計画 (10 点)

- ・事業収支計画について説明してください。(「収支計画書」を添付)
- ・利用料金収入計画にかかる特色を記載してください。(「生涯学習センター指定管理者利用料金設定計画詳細」を添付)
- ・条例・規則等で定められている事項以外で、指定管理者が独自に利用料金の減免・還付事項を設ける場合、そのことについて記載してください。

(2) -②事業予算の計画 (75 点)

- ・指定管理料

市民の平等利用が確保されていること

1 平等利用の確保 [10 点]

(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保 (10 点)

- ・公の施設の性格を理解し、誰もが平等・公平に利用できる基本方針について記載してください。

事業計画の内容が設置目的を最も効果的に達成すること

1 施設の効用の最大限発揮 [50 点]

(1) 利用者本位のサービス提供 (10 点)

- ・利用者の利便性向上のための新たな取組みを実践・実行できる体制について記載してください。
- ・実現可能な広報・利用促進策について記載してください。

(2) 「自主学習グループ」など関係団体との連携協力 (10 点)

- ・「自主学習グループ」など関係団体との連携協力を円滑にできる体制について記載してください。
- ・連携協力によりどのようなサービス効果をもたらすことができるかについて記載してください。

(3) 自主事業の計画 (30 点)

- ・自主事業の実施計画及び自主事業を実施することによる利用促進につながる施設稼働の拡大に対する計画について記載してください。

2 地域交流 [15 点]

(1) 地域支援・地域連携 (15 点)

- ・区役所等の公的機関や地域住民、各種団体と連携のとれる体制や具体的な連携策について記載してください。

3 施設管理 [10 点]

(1) メンテナンス (5 点)

- ・施設の点検及び修繕計画とその予算について記載してください。

(2) 環境保持・環境配慮 (5 点)

・清掃、外構植栽などの管理計画について記載してください。

※清掃・外構植栽管理計画、日常点検・法定点検等の履行の計画、ごみ排出量の削減や地球温暖化対策等の計画

4 安全管理 [10 点]

(1) 緊急時への備え (10 点)

・安全・安心に利用できるよう、災害・事故発生時に備えた通常の手組み、緊急・救急時の体制を記載してください。

※保安警備の実施体制、市との連絡体制、予防管理体制等、AEDの点検内容・利用研修等、その他事件・事故防止策について記載。

※緊急時にかかるマニュアル等の資料を添付

5 モニタリング [5 点]

(1) 自己評価 (5 点)

・事業の評価を実行するとともに、PDCA マネジメント等の事業改善策について記載してください。

ヒアリング審査 (総合評価)

1 下記の観点でのプレゼンテーション及びヒアリング [75 点]

(1) 参入意欲 (15 点)

- ・区それぞれの特色や応募施設の特性をしっかりと把握しているか
- ・委員からの質問に対する回答が的確であったか
- ・熱意や意欲があるか

(2) 創意工夫 (15 点)

- ・広報・利用促進策が具体的であるか
- ・自主事業の計画に利用者数及び施設稼働の拡大に対し実現可能な計画を明記しているか
- ・利用者の増加が見込め、サービスの向上になっているか

(3) 妥当性 (15 点)

- ・提案内容が施設の設置目的・役割を意識したものになっているか
- ・提案内容を実現できる運営体制を有しているか

(4) 連携協力 (15 点)

- ・「自主学习グループ」など関係団体との連携協力を円滑にできる体制を有しているか
- ・区役所等の公的機関や地域住民、各種団体と連携のとれる体制や具体的な連携策を有しているか

(5) 専門的見地 (15 点)

- ・委員の専門分野による評価

応募者に対するヒアリング審査について（案）

1 目 的

直接、応募者に対して、管理運営の考え方や詳細な運営手法等について確認し、判断をする。

2 進め方・ヒアリング審査の時間

- （1）ヒアリング審査の順番は、応募順を原則とする。
- （2）応募者ごとに、指定管理者選定委員会によるヒアリング審査を行う。
- （3）指定管理者選定委員会によるヒアリング審査では、最初に応募者から説明を受け、その後、疑義ある点などを質問し回答を得る。ヒアリング審査の時間は、次の①②の合計を上限とする。

区分		制限時間等
—	準 備	・ 応募者によるプロジェクター設置 ・ 資料配布等 計 2 分
①	説 明	・ 1 0 分
②	質 疑	・ 1 5 分程度

選定結果の公表について

1 公表方法

市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの情報提供等により行う。

2 公表内容

- ①指定管理者選定委員会の開催日時
- ②指定管理者選定委員会の委員
- ③候補者及び次点候補者として選定された団体
- ④申請団体
- ⑤指定管理者選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報部分を除く）
- ⑥候補者の提案の概要
- ⑦各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳